

議案第 7 4 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 1 1 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中央公民館菅野分館使用料の表を削り、別表第 1 市川公民館使用料の表の次に次の 1 表を加える。

菅野公民館使用料

| 区 分 | 1 時 間 当 た り の 額 |
|-------------|-----------------|
| 和 室 | 8 0 円 |
| 第 1 学 習 室 | 1 1 0 円 |
| 第 2 学 習 室 | 1 1 0 円 |
| 第 3 学 習 室 | 1 1 0 円 |
| 多 目 的 ホ ー ル | 2 6 0 円 |

別表第 1 5 芳澤ガーデンギャラリー設備使用料の表中

「

| | |
|---------------|---------------|
| 展示ケース(平面的作品用) | 4 0 円 |
| 区 分 | 1 回 当 た り の 額 |
| コインロッカー | 1 0 0 円 |

を

」

| | |
|---------------|-----|
| 展示ケース（平面的作品用） | 40円 |
|---------------|-----|

改める。

別表第17 コインロッカー使用料の表を削る。

別表第23中「30分までごとにつき100円」を「1回につき200円」に、「30分までごとにつき250円」を「1回につき1,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月15日から施行する。

理 由

菅野公民館の供用開始に伴いその使用料の額を定めるとともに、芳澤ガーデンギャラリー及び東山魁夷記念館のコインロッカー使用料を無料とするほか、東山魁夷記念館自動車駐車場使用料の算出方法を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。